

年末のお掃除はお早めに!!

さつま东部クリーンセンター（宮之城町湯田）と町危険物処理場（資源ごみステーション）では、年末に各家庭や事業所より大量のごみが出されることから、今年も特別開場をいたします。（下記の表をご覧ください。）

さつま东部クリーンセンターでは、毎年年末になると来場者が集中し、待ち時間が長くなる場合がありますので、その時期に持ち込まれる際は時間に余裕を持って出かけるか、年末を避けて早い時期に持ち込まれるようお願いいたします。

12月19日以降の開場状況は次のとおりです。

場 所	期 日	持ち込める時間	持ち込めるごみの種類
さつま东部 クリーンセンター	19日（日） 第3日曜日	午前8時30分～午後3時	可燃・不燃・資源ごみ
	26日（日） 特別開場日	"	"
	29日（水） 特別開場日	"	可燃ごみのみ
	平日については、通常どおりです。（土・日曜日・祝日は休み） 新年は、1月4日（火）から平常業務となります。		
町危険物処理場	19日（日） 22日（水）	午前8時30分～午後4時30分	資源ごみのみ
	26日（日）	"	"
	29日（水） 特別開場日	午前8時30分～午後3時	"
	新年は、1月5日（水）から平常業務となります。		

特別開場日は、平常日と時間が違いますのでご注意ください。

平常日は、午後4時30分まで持ち込めます。

年末年始の可燃ごみの収集について

可燃ごみの収集については、今年は12月28日（火曜日）が最終、また年明けは1月4日（火曜日）が最初となります。年末年始は収集が休みとなりますので、その期間は集落のステーションにごみを出さないようにお願いします。

〔詳しいお問い合わせは〕

役場 保健衛生課衛生係

☎57-1111（内線255）

さつま东部クリーンセンター（焼却場）☎53-3111

人権週間のお知らせ
（12月4日～10日）
鹿児島県地方自治局と鹿児島県人権擁護委員連合会では、次の強調事項を掲げて、人権思想の普及に努めています。
＊育てよう 一人一人の人権意識
―身近なことから人権を―
考えてみませんか―
女性の地位を高めよう
子どもの人権を守ろう
高齢者を大切にすることを育てよう
障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
部落差別をなくそう
HIV感染者等に対する偏見をなくそう
刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
インターネットを悪用した人権侵害はやめよう
性的指向を理由とする差別をなくそう
法務局と人権擁護委員は、人権に関する相談に応じています。人権相談については、法務局やお近くの人権擁護委員にお問い合わせください。